

平成31年 第1回

仁木町議会定例会会議録

(3日目)

開 議 平成31年3月19日(火)

閉 会 平成31年3月19日(火)

仁 木 町 議 会

平成31年第1回仁木町議会定例会（3日目）議事日程

◆日 時 平成31年3月19日（火曜日）午前9時30分 開議

◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員会委員長報告

日程第3 報告第1号 平成31年度各会計予算特別委員会審査報告書

日程第4 発委第1号 仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定

日程第5 意見案第1号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書

日程第6 意見案第2号 農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書

日程第7 意見案第3号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

日程第8 意見案第4号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

日程第9 委員会の閉会中の継続審査

日程第10 委員会の閉会中の所管事務調査

平成31年第1回仁木町議会定例会（3日目）会議録

開 議 平成31年3月19日（火） 午前 9時30分
 閉 会 平成31年3月19日（火） 午前10時14分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 上 村 智 恵 子

出席議員（8名）

1 番 佐 藤 秀 教 2 番 嶋 田 茂 3 番 住 吉 英 子
 4 番 野 崎 明 廣 5 番 宮 本 幹 夫 6 番 林 正 一
 7 番 水 田 正 8 番 上 村 智 恵 子 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（1名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	産 業 課 長	鹿 内 力 三
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 参 事	四 十 坊 供 之
教 育 長	岩 井 秋 男	建 設 課 長	可 児 卓 倫
総 務 課 長	新 見 信	教 育 次 長	奈 良 充 雄
財 政 課 長	渡 辺 吉 洋	学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	渡 辺 和 之
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	泉 谷 享
企 画 課 長	嶋 井 康 夫	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	（ 新 見 信 ）
住 民 課 長	川 北 享	監 査 委 員	原 田 修
ほ け ん 課 長	岩 佐 弘 樹		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
 総 務 議 事 係 主 事 干 場 雅 矢

開 議 午前 9時30分

○議長（横関一雄）皆さん、おはようございます。

これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は9名です。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

3月11日に引き続き、3番・住吉議員及び4番・野崎議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。住吉委員長。

○議会運営委員長（住吉英子）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。去る3月14日木曜日に議会運営委員会を開催し、今定例会の追加議案の取り扱い等、議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、追加付議事件について申し上げます。報告1件が追加で付議されてございます。

次に、議事進行について申し上げます。日程第2までは、これまでと同様に進めます。日程第3・報告第1号『平成31年度各会計予算特別委員会審査報告書』につきましては、3月11日に委員会付託された議案7件の一括報告を受けた後、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第4の発委につきましては先に決定のとおりに進めます。日程第5から第8の意見書につきましては、先に決定のとおり進めます。日程第9・委員会の閉会中の継続審査、日程第10・委員会の閉会中の所管事務調査につきましては、先に決定のとおり進めます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 報告第1号

平成31年度各会計予算特別委員会審査報告書

○議長（横関一雄）日程第3、報告第1号『平成31年度各会計予算特別委員会審査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。嶋田委員長。

○予算特別委員長（嶋田 茂）平成31年度の各会計予算特別委員会審査報告書について、ご説明いたします。

別冊議案書2の1ページでございます。報告第1号、平成31年度各会計予算特別委員会審査報告書。平成31年3月19日提出、平成31年度各会計予算特別委員会 委員長 嶋田 茂。記といたしまして、平成31年3月11日付託、付託事件につきましては、平成31年第1回仁木町議会定例会で付託となりました議案第5号の条例制定、議案第6号及び議案第7号の条例改正、議案第8号ないし議案第11号の平成31年度一般会計及び3特別会計の予算でございます。

2ページをお開き願います。3月14日付、横関議長あての委員会報告書でございます。平成31年度各会計予算特別委員会審査報告書。審査の結果、議案第5号ないし、議案第11号は、すべて可決すべきものと決定した旨、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたしました。

3ページをお開き願います。審査報告書でございます。要旨を説明いたします。付託案件の内容につきましては、先に説明いたしました付託議案、合計7件の可否についての審査でございます。委員会開催日、委員会出席者並びに、委員会条例第18条の規定により出席を求めた者につきましては、記載のとおりでございます。

次に、4ページでございます。事務局出席者につきましては、記載のとおりでございます。審査の経過につきましては、第1回仁木町議会定例会において、議長を除く議員8名により構成する平成31年度各会計予算特別委員会が設置され、町長をはじめ副町長、教育長ほか各関係課長ら説明員の出席を求め、町長より提出のあった条例制定・条例改正議案、一般会計及び3特別会計の予算書、予算説明資料について一括して説明を受け、議案ごとに質疑を行い、その重要性、緊急性、熟度、波及効果等を総合的に判断し、4日間にわたり、審査を実施したものでございます。

5ページをお開き願います。審査の内容につきましては、議案第5号の社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての審査では、使用料の増額に至った経緯や、改正に伴う増加額などについての質疑・確認がありました。討論では消費税法は自治体が行う事業については、課税標準に対する消費税額を控除することができる額と同額とみなすことで納税額が発生しない仕組みとしているため、使用料等に安易に転化すべきではないとの反対討論があり、一方、行革プラン終了後、一部の使用料については減額されており、消費税増税については、国の施策で決定したことであるため、今後の安定した財政運営を図る上で、町民に対しても応分の負担は必要であるとの賛成討論もありました。議案第6号及び議案第7号の条例の一部改正2件の審査では、質疑及び討論はありませんでした。

議案第8号の一般会計予算の審査では、歳出で町職員の適正人数、総合計画審議会の内容、町有林の管理状況、地域おこし協力隊の申請状況、子育て・高齢者福祉支援拠点建設計画の概要、リハカフェの事業内容、合併浄化槽の設置状況、有害鳥獣の被害状況、農業基盤整備促進事業の実施状況、ワインツーリズム振興事業の内容、ふるさと納税特産品贈呈事業の概要、除雪委託業務の契約方法、住宅マスタープラン等の内容、防災訓練参加者の状況、防災資機材の配備状況、防災ガイドブックの内容・配布時期、要保護・準要保護児童・生徒に対する支援の状況、いじめ防止委員会の内容、学校給食のアレルギー対策などについての質疑・確認があり、歳入では、ふるさと納税寄附金による交付税への影響、固定資産税の課税状況、などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。

議案第9号の国民健康保険事業特別会計予算の審査では、質疑及び討論はありませんでした。

議案第10号の簡易水道事業特別会計予算の審査では、停電時における対策、水道施設設備の更新時期な

どについての質疑・確認がありました。討論はありませんでした。

議案第11号の後期高齢者医療特別会計予算の審査では、保険料の軽減などについての、質疑・確認がありました。討論はありませんでした。

次に、6ページでございます。決定事項でございます。議案第5号、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第6号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第7号、仁木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、賛成多数により可決すべきものとして決定いたしました。

議案第8号、平成31年度余市郡仁木町一般会計予算につきましては、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第9号、平成31年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第10号、平成31年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算につきましては、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第11号、平成31年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

本特別委員会において以上のとおり決定しましたので、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。平成31年3月14日、仁木町議会議長、横関一雄様。平成31年度各会計予算特別委員会委員長 嶋田 茂。以上で報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

嶋田委員長、自席へお戻りください。

これより討論・採決を行います。

付託議案第5号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（横関一雄）それでは、議案第5号、『社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[場内挙手するものあり]

○議長（横関一雄）議案第5号に対する委員長の報告は「可決」です。

したがって、可決に反対者の発言を許します。8番・上村議員。

○8番（上村智恵子）8番・上村。

議案第5号について反対討論をいたします。

消費税法第60条第6項は自治体が一般会計に係る業務として行う事業については、課税標準に対する消費税額を控除することができる、消費税額と同額とみなすことによって、結果的に納税額が発生しない仕組みとしています。よって、消費税増税分を住民の使用料等に安易に転化すべきではないと考え反対いたします。

○議長（横関一雄）次に、可決に賛成者の発言を許します。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

それでは、本条例案に対する賛成討論を行います。

平成20年度から平成23年度に実施された行財政構造改革プランにより、各種負担を強いた部分が近年改善の方向にあります。しかしながら、本町の財政状況は徐々に回復の兆しが見えているものの、依然として自主財源に乏しく地方交付税や国庫支出金に依存しており、脆弱な状況にあります。今後の安定的な行財政運営を推進する上でも、本年10月に予定されております消費税法の改正に伴う各種使用料等の引き上げについては、応分の負担もやむを得ないものと考え、本条例案については賛成するものであります。以上です。

○議長（横関一雄）他に討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について』を採決します。

この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[場内、起立多数]

○議長（横関一雄）「起立多数」です。

したがって、議案第5号『社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第6号

仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）次に、議案第6号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第7号

仁木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第7号『仁木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『仁木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第8号

平成31年度余市郡仁木町一般会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第8号『平成31年度余市郡仁木町一般会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『平成31年度余市郡仁木町一般会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『平成31年度余市郡仁木町一般会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第9号

平成31年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第9号『平成31年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『平成31年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『平成31年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第10号

平成31年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第10号『平成31年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『平成31年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『平成31年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第11号

平成31年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第11号『平成31年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『平成31年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『平成31年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 発委第1号

仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定

○議長（横関一雄）日程第4、発委第1号『仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定』を議題とします。本件について、提出者の説明を求めます。上村議会活性化特別委員会委員長。

○議会活性化特別委員長（上村智恵子）それでは、仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定の趣旨説明を行います。

別冊議案書の9ページです。発委第1号、仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定。仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び仁木町議会会議規則（昭和62年仁木町議会告示第1号）第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出する。平成31年3月8日提出。提出者、仁木町議会議会活性化特別委員会委員長 上村智恵子。この度の条例改正に至った経緯ではありますが、議員選出監査委員については、平成29年の地方自治法改正により、条例で定めることにより平成30年度から就任しないことができるものとされ、これに伴い、議会活性化特別委員会において、今後における監査委員の就任について協議を行ったところ、監査委員の就任により、議員活動の制限を受けることは好ましくなく、監査委員の独立性強化の観点からも、次の改選期から監査委員に就任しないとの結論に達したことから、仁木町監査委員条例を一部改正することとし、委員会発委として本定例会に上程するものでございます。

それでは10ページの改め文の朗読を省略し、11ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所でございます。第3条の見出しを、「議員のうちから選任される監査委員」に改めまして、第3条の条文を「監査委員は議員のうちから選任しない」と改めるものでございます。附則は、施行期日の定めであり、この条例は平成31年8月10日から施行するというものでございます。以上で説明を終わります。ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

上村委員長、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第1号『仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、発委第1号『仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定』は、原案のとおり可決されました。

日程第5 意見案第1号

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第5、意見案第1号『妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。3番・住吉議員。

○3番（住吉英子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の12ページです。意見案第1号、妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。平成31年3月8日提出。提出者は私、住吉英子。賛成者は、佐藤秀教議員です。意見書の内容につきましては、13ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第1号『妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第1号『妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第6 意見案第2号

農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第6、意見案第2号『農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。3番・住吉議員。

○3番（住吉英子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の14ページです。意見案第2号、農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。平成31年3月8日提出。提出者は私、住吉英子。賛成者は、野崎明廣議員で

す。意見書の内容につきましては、15ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、外務大臣です。ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第2号『農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第2号『農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第7 意見案第3号

介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第7、意見案第3号『介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。8番・上村議員。

○8番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の16ページです。意見案第3号、介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。平成31年3月8日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、水田 正議員です。意見書の内容につきましては、17ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第3号『介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第3号『介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第8 意見案第4号

看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第8、意見案第4号『看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。8番・上村議員。

○8番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の18ページです。意見案第4号、看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。平成31年3月8日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、水田 正議員です。意見書の内容につきましては、19ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第4号『看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第4号『看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第9 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第9『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

住吉議会運営委員会委員長、住吉議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第10 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第10『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時09分

再 開 午前10時10分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいによりまして、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

平成31年第1回仁木町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には本定例会に提案いたしました案件につきまして、格別なご審議の下ご可決を賜り、心より感謝を申し上げます。

雪解けが進み、春の訪れを感じる今日この頃であります。この時期は、各地域の学校で卒業式が行われ、生徒たちが新たな旅立ちを迎える時期でもあります。先日、仁木フルーツ合唱団主催により毎年恒例の春のコンサートに出席してまいりましたが、今年も中学3年生のメンバーが合唱団を卒業し、後輩メンバーから送り出される光景に接し、心を打たれる思いを抱きました。皆様ご承知のとおり仁木フルーツ合唱団に所属しております生徒たちは、これまでも数多くの賞を受賞され、様々な場面で活躍しております。他の強豪校とは違い団員数は少ないですが、少数精鋭による歌唱力を発揮させ、他校に匹敵する存在感を放っており、その姿に誇りと感動を与えてくれます。また先日、仁木町若鮎太鼓郷土芸能保存会30周年祝賀会に出席してまいりましたが、若鮎太鼓を創設した背景として将来の若人に持続して継承していくものとして和太鼓をはじめたと伺い、今も継承され、若い世代の方々が支え維持していること

に、フルーツ合唱団の姿と同じように胸を打たれた次第であります。時代の流れとともに人は減り組織や行事を維持継続することが困難であるにもかかわらず、今ある状況の中で全力を尽くすことの大切さを若い世代から教えられた気がします。

現在行政に求められているものとして、地方自治法第2条に明記されているように、地方公共団体は最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと謳われておりますが、我々は限られた予算の中で如何にして住民福祉の向上につなげていかなければならないのかという意識を常に持ち、知恵を出し合い、新たな発想でこれから迎える厳しい時代に対しても、臆することなく行財政運営を行っていかねばならないと、前向きに行動する子どもたちの姿から改めて気付きを与えられた次第であります。

結びになりますが、年度末に入り何かとご多用とは存じますが、議員各位にはくれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げますとともに、新年度を迎えるにあたり、議員の皆さまがますますご活躍されますことを心からご祈念申し上げまして、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。長期間にわたりご審議を賜り誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成31年第1回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変ありがとうございました。

閉 会 午前10時14分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成31年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成31年3月8日～3月19日（12日間）

3日目 平成31年3月19日（火）

（開議～午前9時30分／閉会～午前10時14分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告第1号	平成31年度各会計予算特別委員会審査報告書		
	付託議案第5号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	H31. 3. 19	原案可決
	付託議案第6号 仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	H31. 3. 19	原案可決
	付託議案第7号 仁木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	H31. 3. 19	原案可決
	付託議案第8号 平成31年度余市郡仁木町一般会計予算	H31. 3. 19	原案可決
	付託議案第9号 平成31年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算	H31. 3. 19	原案可決
	付託議案第10号 平成31年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算	H31. 3. 19	原案可決
	付託議案第11号 平成31年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算	H31. 3. 19	原案可決
発委第1号	仁木町監査委員会条例の一部を改正する条例制定について	H31. 3. 19	原案可決
意見案第1号	妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書	H31. 3. 19	原案可決
意見案第2号	農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書	H31. 3. 19	原案可決
意見案第3号	介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書	H31. 3. 19	原案可決
意見案第4号	看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書	H31. 3. 19	原案可決